

報 第 3 2 号

専決処分報告について

（新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について）

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、別紙のとおり
専決処分したので、報告する。

令和 6 年（2024 年）6 月 5 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専 第 2 5 号

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、新潟県後期高齢者医療広域連合規約を下記のとおり変更するものとする。

以上同法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年（2024年）5月27日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）の一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月27日新潟県市町村第1401号）

改正後		改正前
(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。）及び<u>高齢者医療確保法</u>に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。 (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 (略) 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表</u>の負担割合等により、<u>連合の予算</u>において定めるものとする。		(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「<u>高齢者医療確保法</u>」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、<u>別表第1</u>に定める事務については、<u>関係市町村</u>において行う。 (1) <u>被保険者の資格の管理に関する事務</u> (2) <u>医療給付に関する事務</u> (3) <u>保険料の賦課に関する事務</u> (4) <u>保健事業に関する事務</u> (5) <u>その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務</u> (広域連合の経費の支弁の方法) 第17条 (略) 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、<u>別表第2</u>の負担割合等により、<u>広域連合の予算</u>において定めるものとする。
別表第1 (第4条関係)		
		関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し	
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付	
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	
5	保険料に関する申請の受付	
6	上記事務に付随する事務	

改正後	改正前
別表（第17条関係） (略) 備考（略）	別表第2（第17条関係） (略) 備考（略）